

**「下水道法施行規則第四条の四の国土交通大臣が定める排水施設を定める件」
ほか 2 件の告示案について
(概要)**

1. 告示制定の背景

「下水道法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）については、令和 8 年 7 月 23 日に公布されたところである。

改正法においては、

- ・下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性を考慮すべきこと等の原則化（改正法による改正後の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「改正下水道法」という。）第 7 条第 1 項）
- ・老朽化に伴う管路の安全性を評価する基準の法制化（改正下水道法第 7 条の 3 第 3 項）
- ・施設の工事及び維持管理の状況の公表の義務化（改正下水道法第 23 条の 2）

等の規定について、公布から 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

今般、改正法の施行に必要な規定の整備を行うため、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）及び下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）の改正を予定しているところ、改正された場合の下水道法施行令^{※1}及び下水道法施行規則^{※2}において国土交通省告示に委任予定としている事項について定める。

※1 現在パブリックコメント実施中の「下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」により改正された場合の下水道法施行令をいう。以下「改正下水道法施行令」という。

※2 現在パブリックコメント実施中の「下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案」により改正された場合の下水道法施行規則をいう。以下「改正下水道法施行規則」という。

2. 告示案の概要

（1）「下水道法施行規則第四条の四の国土交通大臣が定める排水施設を定める件」（改正下水道法施行令第 5 条の 9 第 7 号、改正下水道法施行規則第 4 条の 4 関係）

改正下水道法施行令第 5 条の 9 第 7 号の「特定重要排水施設」については、改正下水道法施行規則第 4 条の 4 において、内径が 2 メートル以上の排水施設など、その損傷によって人命や財産、社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある排水施設と規定しているところ、次のとおり具体的な排水施設を定める。

- ・公共下水道の排水施設のうち、内径が 2 メートル以上の管渠又は断面積が内径 2 メートルの円の面積以上である管渠
- ・公共下水道の排水施設のうち、複数の管渠が合流するマンホール（当該マンホールが複数あるときは、当該マンホールのうち最も下流に位置するもの）から終末処理場ま

での管渠

- ・公共下水道の排水施設のうち、緊急輸送道路の下に埋設された管渠
- ・公共下水道の排水施設のうち、鉄道又は軌道の線路敷地の下に埋設された管渠
- ・公共下水道の排水施設のうち、河川の下に埋設された管渠
- ・流域下水道の管渠

(2) 「公共下水道等の施設の安全性の評価及び当該評価の結果に応じた措置を定める件」
(改正下水道法施行令第5条の12第1項第4号関係)

改正下水道法施行令第5条の12第1項第4号の規定による安全性の評価及び当該評価の結果に応じて講ずる措置について、次のとおり定める。

・安全性の評価（第1条）

次の表の右欄の「安全性の評価の結果」に基づいて、左欄のとおり区分するものとする。

安全性の評価の結果の区分	安全性の評価の結果
診断保留	技術上やむを得ず十分に点検を実施することができない等により明確な安全性の評価が困難な状態と認められるもの
健全度Ⅳ（緊急措置段階）	構造物の安全性が低下している又は低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の措置を講ずべき状態と認められるもの
健全度Ⅲ（早期措置段階）	構造物の安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の措置を講ずべき状態と認められるもの
健全度Ⅱ（要監視段階）	構造物の安全性が低下していないものの、異状があることが把握されており、当該異状の進行等を監視する必要があるとともに、修繕等の措置を講ずることが望ましい状態と認められるもの
健全度Ⅰ（健全）	構造物の安全性が低下していない状態と認められるもの

・安全性の評価の結果に応じた措置（第2条）

改正下水道法施行令第5条の12第1項第3号の「特に重点的に点検すべき排水施設」を対象として、次の表のとおり「安全性の評価の結果の区分」に従って措置を講ずるものとする。

診断保留	(1) 明確な安全性の評価を行うため、速やかに、新技術等の利用等、点検方法の高度化を検討して実施すること。 (2) (1)の点検方法の高度化により明確な安全性の評価を行うまでの間、道路陥没等を防ぐため、継続的な巡視や空洞調査等により当該排水施設の状態の変化の把握に努めるとともに、必要に応じて地盤改良等を実施すること。 (3) (1)の点検方法の高度化を実施しても明確な安全性の評価が困難な排水施設にあっては、下水の流量を適切に調節することができるよう、下水を迂回させることができる管渠を設置す
------	---

	る、当該排水施設の上流に貯留施設又は堰を設置するなど、必要な改築を実施すること。
健全度Ⅳ（緊急措置段階）	緊急に改築を実施し、「健全度Ⅰ（健全）」の状態にすること。ただし、緊急の改築が困難な場合は、改築を実施するまでの間、道路陥没等を防ぐための地盤改良等を実施すること。
健全度Ⅲ（早期措置段階）	異状の進行を抑えるために必要な応急措置を実施した上で、詳細な点検の頻度を増やし、改築を行うべき時期を適切に判断し、計画的に改築等の措置を講ずること。
健全度Ⅱ（要監視段階）	異状の進行を抑えるために必要な応急措置を実施した上で、計画的に詳細な点検を実施すること。
健全度Ⅰ（健全）	引き続き計画的に点検を実施すること。

（３）「下水道法施行規則第十七条の三第一項の国土交通大臣が定める方法等を定める件」
（改正下水道法施行規則第 17 条の 3 第 1 項関係）

- ・施設の工事及び維持管理の状況に関する情報の公表の方法（第 1 条）

公表に当たり、排水施設の位置及び安全性の評価の結果については、次の表に定める色・記号・線種を用いて地図上に表示するものとする。

排水施設の区分	色	記号	線種
「診断保留」と評価された排水施設	黒色	?	——
「健全度Ⅳ（緊急措置段階）」と評価された排水施設	赤色	!	——
「健全度Ⅲ（早期措置段階）」と評価された排水施設	黄色	▲	——
「健全度Ⅱ（要監視段階）」と評価された排水施設	緑色	表示しない	——
「健全度Ⅰ（健全）」と評価された排水施設	緑色	表示しない	——
安全性評価未実施の排水施設	灰色	表示しない	＝

- ・安全性の評価の実施後速やかに公表しなければならない施設（第 2 条）

改正下水道法施行規則第 17 条の 3 第 1 項の規定により安全性の評価の実施後速やかに公表しなければならない施設は、「健全度Ⅳ（緊急措置段階）」と評価された排水施設とする。

3. スケジュール

公 布：令和 8 年 12 月（予定）

施 行：令和 9 年 1 月 12 日（予定）